

日本共産党市会議員団を代表して、認定第 1 号、3 号、6 号、8 号及び 9 号について反対討論を行います。

2009 年は、日比谷公園での「年越し派遣村」に象徴される「人間をモノのように扱うわが国の貧しい雇用環境」が社会的に大きな問題となる中で明けました。そして、年度途中、長年の古い政治を退場に追い込み、新しい政権が誕生しました。しかし今日、時事通信社による 11 月の世論調査で菅内閣支持率は 27.8%、不支持が 51.8%となり、国民の期待に反して、今の政権もまた動揺と迷走を繰り返している状況です。

2009 年度は、森山市政 2 期目の最初の年度でもあります。こうした政治的な状況のもとで、市民にとって最も身近な自治体としての役割が改めて問われた年度ではなかったでしょうか。

最初に自治体としての基本問題について述べます。

2009 年度は、13 年ぶりに全ての公共料金が値上げを見送り据え置きされました。またこれまで市民のみなさんが改善、充実を求めてきた問題で、小規模修繕工事等希望者登録制度の限度額を 60 万円に拡大したことをはじめ、子どもの医療費助成制度で入院を中学卒業まで拡大、妊婦健診公費負担を 5 回から 14 回に拡充、紙おむつ助成の改善、中学校普通教室へのエアコン設置や学校施設耐震補強工事の推進、臨時職員保育士の雇用期間の延長、市独自の融資制度の改善、生活支援課に女性ケースワーカー配置、就学援助金制度の現行制度堅持等々、予算化されたことは評価するものです。

しかしながら、その一方で、新たな市民の負担を増やし、市民サービスを切り捨てる今後 5 年間の第 4 次行財政改革を推し進めようとしていることは問題です。本来、自治体の仕事は「住民の福祉の増進」です。そのために、市民にとって使い勝手の良い方向に行政機構を改善する。財政のあり方を改善することがあるべき行革ではないでしょうか。

第 4 次行革については、これまで、白紙にもどし、市民的な議論を行うべきだと申し上げてきました。2009 年度の予算に多くの市民要求を反映させてきたという精神にたちもどるべきだと考えます。

本市の行革の歴史は、1998 年度から始まりましたが、第 1 次から第 3 次までの 12 年間で、総額 161 億円の市民負担を増やしてきています。平均所得が府下的にも大変低

い本市の行革の最大の特徴は、市民負担の増大であったと言えます。森山市政一期目の最初の年度に、それまでの行革の仕上げを行いました。その後は小学校の統廃合や、学校給食の民間委託など公的仕事の縮小とともに、1期目4年間で、4人家族で10万円の負担を増やしてきました。そして計60億円近くを投入する「2つの開発計画」を推進してきたわけではありますが、市民の納得や理解が本当に得られているといえるでしょうか。

わが党は、この間、こうした第4次行革の中味をまとめた市会報告ビラを各家庭に配布してきましたが、いろいろな方々から切実な声が届いています。改めて決算で示された「府下トップの財政力」を活かし、自治体の本来の仕事である「市民の暮らし・福祉・教育を支える政治」を推進する立場に立って、総点検することを求めるものです。

では項目を追って、いのちと暮らしを守ることについて10点、述べます。

第1に、子どもの医療費助成についてですが、中学卒業までの入院助成が始まったことで380万円の新たな増額でありましたが、従来の就学前の医療費分は180万円が前年比で減額、差し引きで200万円の増額にとどまりました。子育て安心のまちづくりの点で、医療費助成は大変重要です。通院医療の対象年齢の引き上げを求めるものです。

第2に、保育所問題です。この間、着々と進められている「子ども園」の開設に向けた準備など幼保一体の動きについては、当事者や関係者の理解・納得が充分得られているとは言えません。国が検討をしている「子ども子育て新システム」との関係からも注意しておくべきです。直接契約方式の導入など市場原理の持ち込みや、待機児解消の名で基準の緩和など保育制度の改悪なども危惧されます。家庭での一時預かりなどではなく、基準を堅持した保育施設、児童福祉法にそった健全な保育が求められています。保育における公的責任を再認識して、民間だのみにしない公的保育の役割を求めます。

第3に、保健医療の体制に関わってです。新型インフルエンザの対応では、幸いにして危機的な被害は出なかったわけですが、医師や看護師の確保、健康推進課と医師会との連携や摂津の医療体制の課題を突き付けられました。予防接種や健康診断を受けられる体制強化を始め小児救急、救急医療、合わせて産婦人科などの充実した対策を求めます。

第4に、障害者施策です。障害者自立支援法に沿った施設体系への移行が進みましたが、この自立支援法は廃止して、当事者の願いに沿った新法が求められています。応益負担の原則を抜本的に改めることを国に働きかける事と合わせて、障害者センター事業の中身の

充実やグループホームの確保に引き続き取り組むよう求めます。

第5に、生活支援課のケースワーカーについては、生活保護の対象の増加で配置基準を下回った状態です。必要な支援がしっかり行える人的体制の確保を早急に求めます。

第6に、不況が中小企業を限界に追い込んでいます。昨年来取り組んでいる事業所実態調査を活用し、市役所、事業所、商店、住民と専門家等を入れた対策委員会をつくり、産業政策の体制の強化と地元産業の振興、中小企業が営業を続けられる環境を整えることが必要です。工場家賃補助など直接的な支援を盛り込んだ営業を底支えする方策を求めます。

第7に、国民健康保険特別会計では調整財源もあり、単年度としては大きく黒字で決算を迎えました。不況の下、くらしが深刻ななか、今後とも保険料の引き上げは避けるべきです。また生活実態の把握や納付相談、適正な減免制度の運用も行い収納率のみを重視した徴収強化を行わないこと、差し押さえなどは、実態を無視した強制的な運用を行わないよう求めます。医療抑制に直結する資格証の発行についても止めるよう求めます。

第8に、後期高齢者医療制度は政権与党の民主党自身が廃止を公約しています。「廃止は一刻も早く」が国民の声です。しかし廃止を利用しての国保の広域化には問題が山積し、容認できません。国民負担を増大させず、国の医療保障を大きくし、医療保障制度を充実させての、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止に向けた働きかけを求めます。

第9に、介護保険特別会計は5年前の改定以後黒字運営が続いています。65歳以上の摂津市民、市が徴収する被保険者の57%が市民税の非課税所帯であり、保険料の負担感大きく「安心の介護」とはかけ離れた状況です。保険料と利用料の減免制度の充実、低所得者への負担軽減を求めます。

10番目は、身近な街づくりの問題で、生活道路の安全対策が喫緊の課題です。新在家鳥飼上線や府道大阪高槻線など拡幅整備が強く望まれています。又、交通事故件数500件は前年より100件の減となりましたが北摂の中でも依然として高く「死亡事故」も2件と前年同数です。生活道路の安全対策強化が求められています。「南千里丘の街開き」が本年3月から行われましたが、正雀駅前や千里丘西口の安全対策も待ったなしの状況です。

次に学校と教育に関わって8点、述べます。

第1に、教職員の配置状況についてです。

教員の不足は摂津でも深刻です。摂津の非正規教員の割合は約17%、教員の欠員補充

ができない状況も起きています。少人数学級を拡充するためにも、教員増を国府へ強く働きかけることを求めます。また、小学校1年生等学級補助員、読書サポーター、中学校学級補助員など効果が認められ引き続き人的保障を求めます。

第2に学校施設についてです。

児童生徒の学習環境の改善と安全対策は急務です。引き続き、耐震化促進と小学校へのエアコン設置を求めます。

第3に、就学援助金制度についてです。

2009年5月1日時の認定率は前年比97人、1.24ポイント増の37.23%です。厳しい経済環境のもと、その役割はますます重要です。義務教育は無償が原則ですが、修学旅行、教材費など実際の保護者負担は決して軽くありません。子育て支援策として内容の充実を図ってきた摂津市のこれまでの取り組みは評価できるもので、行革の名で制度を後退させることなく、引き続き充実を図るべきです。

第4に、学校給食民間委託です。

市内2校目となる鳥飼北小学校への民間委託導入に際し、保護者への周知、説明期間があまりに短く説明責任を果たしたとは言えません。安全でおいしい給食を責任をもって提供するため民間委託はやめるべきです。

第5に、学力テストについてです。

全国一斉学力テスト、市独自の学力定着度テスト、さらに大阪府学力テストと、3つのテストの実施は子どもと学校現場にとって大きな負担となるものです。全国一斉学力テストに参加しないこと、府の学力テストや学習支援ツールの活用は押し付けをせず教育現場の判断にゆだねることを求めます。

第6に学童保育についてです。

待機児童は2009年4月時点で21名、11月まで解消できませんでした。学童保育の定数および環境整備の充実と潜在的待機児を生まないための検証を求めます。

第7に体育施設についてです。

市民のスポーツ需要は高く、学校開放事業、屋内外体育施設の利用件数、人数は2007年、2008年比で増加しています。一方で、市民プール廃止、学校統廃合を経て、2008年度末に市民体育館が廃止、2010年度末には味舌体育館が廃止される予定です。味舌・三宅スポーツセンターは、屋内屋外併設のスポーツ施設であるとともに地域の貴重な避難

施設にもなりうるもので、暫定活用となっているグラウンドを含め売却をせず積極的な活用を求めます。

第8に日の丸君が代の押し付けを止めるよう求めることです。

国旗国歌をさだめた国旗国歌法は、起立や斉唱を国民に義務付けるものではありません。「思想信条の自由」「内心の自由」を保障する憲法の本質から、教育現場におしつけることはやめるべきです。

次に公共下水道特別会計についてです。

「健全化計画」の最終年にあたり「赤字を解消」し、会計の健全化を図る年としていましたが、逆に使用料は1億5000万円の減額補正、当初見込みを大きく下回り約1億1300万円の赤字となりました。経済の落ち込みが最大の原因としても「水道会計」と連動しており、水道は「リーマンショックで6000万円」「水需要の減が4000万円」の合わせて1億円の減、臨時で1100万円の増です。水道と下水道の会計の見込み違いが4000万円近くになっています。本来なら料金の低い「下水道使用料」の影響額が少なくて当たり前と考えられます。これまでも指摘してきましたが、下水道会計では予算決算の乖離が大きく、会計の信頼を失う状況が続いています。

本年当初予算でも指摘してきましたが、約1800万円の「下水道使用料未徴収問題」は信頼回復に向け一層の努力と「不能欠損」で処理するというのではなく、何時も口にされる「行政の公平性」を示す時ではないでしょうか。

問題は、なぜこのようなことが「下水道会計」で引き起こされるのか、体制に無理があるのか原因の追及が真剣にされてきたのか疑問です。

また、公債費も元金償還27億8500万円、利子16億円、計43億8600万円と会計の三分の二を超えている状況は異常です。一括償還が始まった時の「金利状況」も見通せないなか、綱渡り的な会計運営は根本的な議論が必要です。改めて緻密な分析と中期、長期の「整備計画」「償還計画」を示されるよう求め反対の討論とします。